

山梨県公報

第三百二十三号

令和四年

十一月二十一日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定	六〇一
○保安林の指定の解除の予定	六〇一
○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置	六〇一
公 告	
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六〇二
その他	
○一般競争入札について	六〇二

告 示

山梨県告示第二百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 韮崎市旭町上條南割字三次山三三七八の一、三三七八の四、三三八四の一、三三八四の二
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて

縦覧に供する。

山梨県告示第二百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百六十五号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和四年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
県立美術館 収蔵品盗難 事案に関する 第三者委員 会	令和四年八月八日 に発生した県立美 術館収蔵品の盗難 事案に係る原因究 明に関する事務	三人	弁護士、博 物館等の収 蔵品の保存 方法に優れ た識見を有 する者及び 防犯等に優 れた識見を 有する者	令和四年十 一月二十一 日から令和 五年一月三 十一日まで	観光文化 部観光文 化政策課

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字下り山二百六十二番五、二百六十二番六、二百六十二番百十三及び二百六十二番百十四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 京都府京丹後市大宮町口大野八十八番地 株式会社にしがき 代表取締役 西垣俊平

そ の 他

● 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和四年十一月二十一日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 保 坂 和 仁

一 入札案件等

- 1 案件番号 梨道雁二二一〇〇一
 - 2 案件名 料金收受機システムの購入に係る一般競争入札
 - 3 調達品名・数量 料金收受機システム 一式
 - 4 規格等 仕様書のとおり
 - 5 納入期限 令和五年三月十五日
 - 6 納入場所 山梨県道路公社 雁坂トンネル有料道路管理事務所
- 二 入札参加資格申請の受付期間 公告の日から令和四年十二月一日（木）までの山梨

県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（<http://www.fruits.jp/karisaka/nyusatujuhou-R4.html>）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。